

事 務 連 絡
平成21年7月16日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部
事務局

医療機関の職員における新型インフルエンザ感染対策の徹底について

今般、新型インフルエンザに感染した医療機関の事務職員から、他の複数の医療機関の事務職員や当該医療機関に勤務する看護職員への新型インフルエンザ感染の発生が疑われるとする事案が報道されました。

医療機関における新型インフルエンザ感染対策については、平成21年6月2日付事務連絡「医療機関における新型インフルエンザ感染対策について」(別添)において、感染対策の内容について情報提供したところです。この感染対策については、患者と対面する機会のある医師や看護師等の医療従事者のみならず、患者や医療従事者と接触機会のある事務、調理、清掃等の医療機関の全ての職員についても徹底していただくよう、貴管下の医療機関へ周知方よろしく願いいたします。

【照会先】

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部
医療班

TEL 03-3503-6068

FAX 03-3506-7332